



鳥取県公報

平成17年11月11日(金)
第7737号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	家畜伝染病予防法による報告の要求 (839) (畜産課) 1
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (2件) (840・841) (耕地課) 2
	保安林の指定の解除予定 (842) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3件) (843~845) (〃) 3
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 4
	採石業務管理者試験の合格者 (治山砂防課) 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 7
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) 8
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 12

告 示

鳥取県告示第839号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第52条の規定に基づき次のとおり報告を求めるので、家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号) 第58条の規定により告示する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者
一の農場における鶏、あひる、うずら及び七面鳥 (以下「鶏等」という。) の飼養羽数が1,000羽以上である飼養者
- 3 報告すべき事項
農場において飼養する鶏等に係る月ごとの高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況の有無
- 4 報告書の提出期限
報告すべき事項の対象月の翌月10日の正午 (ただし、高病原性鳥インフルエンザである可能性が否定できないような状況が生じた場合には、直ちにその旨を報告すること。)
- 5 その他必要な事項

(1) 報告の提出場所

農場の所在地を管轄する各家畜保健衛生所長

(2) 報告の期間

平成17年11月1日から平成18年3月31日まで

鳥取県告示第840号

鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区高路工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年11月11日から同年12月1日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第841号

鳥取市が行う土地改良事業に係る東郷地区北村工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年11月11日から同年12月1日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第842号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字銀山字八小屋左ノ谷側798の14・字八小屋右ノ谷側799の8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第843号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字西浦1115の1から1115の5まで、1124の3から1124の9まで、1125、1126の1から1126の9まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第844号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字稲丸277の13

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第845号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八頭町岩淵字後山400から402まで、茂田字イ口谷411の2、411の3、411の7、411の8、411の15から411の22まで、字片平413の1、413の5から413の19まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八東町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年10月21日付鳥取県告示第796号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

温湯 榮次郎	日野郡日南町下石見字上大倉山1586
宮脇 儀三郎	〃
才原 光喜	〃
森川 幸市	〃
安田組代表者	日野郡日南町下石見字下大倉山1721（次の図に示す部分に限る。）
汗部 仲義	〃
久代 直太郎	〃
高橋 亀太郎	〃
児玉 治三郎	〃
手嶋 元三郎	〃
松浦 又一郎	〃
前原 万義	〃
相見 寛	〃
相見 鉄治	〃
山浦 恵一	日野郡日南町神福字大熊山1572の1
山本 重治	〃
柴原 文太郎	〃
上原 清広	〃
西谷 芳雄	〃
竹本 守	〃
中村 清三郎	〃
長谷川 久一	〃
長谷川 頼夫	〃
長谷川 萬市	〃
長谷部 與一	〃
山浦 恵一	日野郡日南町神福字大熊山1572の169（次の図に示す部分に限る。）
山本 重治	〃
柴原 文太郎	〃
上原 清広	〃
西谷 芳雄	〃
竹本 守	〃
中村 清三郎	〃
長谷川 久一	〃
長谷川 頼夫	〃

長谷川 萬市	〃
長谷部 與一	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林
保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日南町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森
林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、
同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、
森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更
予定の告示（平成17年10月21日付鳥取県告示第797号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山名 主記	日野郡日野町金持字朝苅1024の85
山名 亮吉	日野郡日野町金持字朝苅1024の99
〃	日野郡日野町金持字朝苅1024の100
〃	日野郡日野町金持字朝苅1024の101
若林 猛	日野郡日野町金持字朝苅1030の1
梅林 隆二	〃
築瀬 町枝	〃
板井原牧野農業 協同組合代表者	日野郡日野町板井原字大井呑484の1

- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
板井原字大井呑484の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林
保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

平成17年10月14日に実施した第34回採石業務管理者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

受験番号 2 5 6 9

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年11月11日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成17年12月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第1会議 室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管 内に居住する者

	平成17年12月16日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
--	---	----------------------------	----------------------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 建設工事監督アドバイザー業務委託
- (2) 業務場所 鳥取県全域
- (3) 業務内容

本件業務は、鳥取県発注の建設工事の現場において、適正な施工工程を確保し、良好な工事の目的物を得るため、発注者（鳥取県）の監督員に対し、現場監督業務の適正な執行方法を専門的に指導するものであり、概ね次の事項の指導を行うものである。

- ア 現場の状況（出来形、品質等）の把握に関する事項
- イ 請負者への現場指導に関する事項
- ウ 適正な工事の進捗（ちんぱく）の確保に関する事項

- (4) 履行期間 契約の日から平成18年3月20日まで

2 応募資料の提出ができる者

応募資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業

務に係るものを有すること。

(3) 平成17年11月18日(金)から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年11月11日(金)までの間にあらためて入札参加資格を付与されていること。

(5) 県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(6) 次の要件にすべて該当する者であること。

ア 土木関係建設コンサルタント業務に従事している常勤の技術部門の要員を合わせて15名以上有すること。

イ 土木関係建設コンサルタント業務に従事している常勤の技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者をいう。以下同じ。)を2名以上有すること。

ウ 土木関係建設コンサルタント業務に従事している常勤の技術士又はシビルコンサルティングマネージャ(社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、登録を受けている者をいう。以下同じ。)を合わせて3名以上有すること。

(7) 本件業務の実施期間中、次のそれぞれに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び担当技術者としてそれぞれ配置できること。なお、管理技術者と担当技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 管理技術者

次のいずれかの部門に登録されている技術士であること。

(ア) 建設部門

(イ) 農業部門

(ウ) 森林部門

(エ) 総合技術監理部門

イ 担当技術者

次に掲げる基準をすべて満たす者であること。

(ア) 実務経験

次のいずれかの経験を有すること。

a 平成8年度以降に完成し、かつ、引渡し完了している請負額2,500万円以上の工事(その工事種別が平成16年鳥取県告示第878号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)別表の土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。)に該当するものに限る。)で、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第1項に規定する特殊法人等を含む。)又は都道府県の発注したものにおいて、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者として専任で従事した経験

b aに定める工事において、発注者の監督員に準ずる業務を行う者として従事した経験(知事が適当と認めるものに限る。)

(イ) 資格

次のいずれかの資格を有すること。

a アのいずれかの部門に登録されている技術士であること。

b 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理技士の検定に合格し、かつ、次のいずれかの部門に登録されているシビルコンサルティングマネージャであること。

(a) 河川、砂防及び海岸部門

(b) 港湾及び空港部門

- (c) 道路部門
- (d) 農業土木部門
- (e) 森林土木部門
- (f) 地質部門
- (g) 土質及び基礎部門
- (h) 鋼構造及びコンクリート部門
- (i) トンネル部門
- (j) 施工計画、施工設備及び積算部門

3 入札方式

本件業務の入札方式は、電子入札（鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第12条第2項に規定する電子入札をいう。）とする。

4 応募資料の作成及び提出

(1) 応募資料作成要領の交付

応募資料作成要領は、平成17年11月11日（金）から同月18日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「県HP」という。）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年11月11日（金）から同月18日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡八頭町郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 応募資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、応募資料作成要領に基づき作成した応募資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

応募資料に記載すべき事項を県HPの電子入札システムに係る所定の画面に入力し、送信するものとする。ただし、応募資料の中に、当該応募資料に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算器による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に1メガバイトを超える容量が必要となるもの又は正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているものがあるときは、応募資料のすべてを持参するものとする。

(3) 応募資料の審査

提出された応募資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

5 その他

- (1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 応募資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。
- (3) 応募資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 応募資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、応募資料の提出があっても指名されとは限らない。
- (5) 応募資料その他提出された書類は、返却しない。
- (6) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (7) 提出された応募資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (8) 本件業務の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年11月11日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工 事 名	街路宮下十六本松線（八千代橋東詰立体交差）橋梁下部工事（交付金）			
	工事場所	鳥取市安長			
	工事の内容並びに構造及び規模	橋梁下部工 橋台工（本橋、副道及び歩道橋） 一式 擁壁工（上りランプ部） 一式 仮設工（鋼矢板引抜き及びアンカー除去） 一式			
	工 期	着工日から平成18年8月31日まで			
	発注工種	土木一般			
	予定価格	216,100,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）			
	発注機関	鳥取県県土整備部道路建設課			
	入札参加者の条件	単独・共同企業体の別	共同企業体（2者による共同施工方式）		
構成員の区分		代 表 者	代表者以外		
本店所在地		県 内	県 内		
建設業許可		土木工事業に係る特定建設業の許可	土木工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可		
入札参加資格（格付）		土木一般（A級）	土木一般（A級）		
総合点数		1,230点以上	-		
総合評定値(P)		-	-		
同種工事実績		鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工事（平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。			
設計業務の受託者		株式会社 アール企画	住 所	鳥取市大覚寺150 - 78	
			電 話	0857 - 26 - 9585	
技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する。		専任を要する。	
	配置技術者の資格	土木工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。		主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士で	

			あること。
	施工管理実績	同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した実績については、代表者の技術者等としてのものに限る。	-
	現場代理人としての実績の認否	認めない。	-
	特定技術者の資格	1級土木施工管理技士	
	その他	各構成員の出資比率が30パーセント以上であること。	
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県県土整備部管理課	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857 - 26 - 7343
	応募期間	平成17年11月11日（金）から同月18日（金） 午後4時まで	
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号から様式第6号まで。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に提出すること。	
	持参書類	すべての応募書類	
	提出部数	1部	
	郵送等の可否	不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、送信の上、応募書類を持参すること。）	
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札	
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。	
	入札方式	電子入札	
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等	
	支払条件	単年度	
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県鳥取地方県土整備局閲覧室	住 所 鳥取市立川町六丁目176 電 話 0857 - 20 - 3593
問合せ先	事務手続	鳥取県県土整備部管理課	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857 - 26 - 7347
	技術的事項	鳥取県県土整備部道路建設課	住 所 鳥取市東町一丁目220 電 話 0857 - 26 - 7360
	備 考		

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年11月11日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

自動ジェット式超音波洗浄装置 2組

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月27日（月）

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未滿の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、医療・理化学機器類に係るものを有すること。
- (3) 平成17年11月11日（金）から同年12月22日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) この公告に示した物品を1の(3)の納入期限までに1の(4)の納入場所に確実に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課用度担当

電話 0857 - 26 - 2271 (内線2212)

ファクシミリ 0857 - 29 - 3227

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年11月11日（金）から同月22日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の場所へ電話又はファクシミリにより申し出ること。

- (3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年12月22日（木）午後1時30分（郵送による入札書の受領期限は、同日正午）

鳥取県立中央病院中会議室（本館3階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年12月9日（金）午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Hospital Auto Jet Washer of Super Sonic Waves, 2 Sets

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 9, December, 2005

(3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM 22, December, 2005

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 22, December, 2005

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Central Hospital
730 Edu, Tottri - shi, Tottori 680 - 0901 Japan TEL 0857 - 26 - 2271 ex.2212